

印紙税法施行令の一部を改正する政令新旧対照表

改正後

改正前

(預貯金通帳等に係る申告及び納付の承認の申請等)

第十二条 法第十二条第一項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該承認を受けようとする最初の課税期間(同項に規定する課税期間をいう。次項及び第六項第二号並びに第十八条第二項において同じ。)の開始の日の属する年の三月十五日までに、当該税務署長に提出しなければならない。

一 三 省 略

2 法第十二条第四項に規定する口座の数として政令で定めるところにより計算した数は、当該課税期間の開始の時に於ける当該預貯金通帳等の種類ごとの当該預貯金通帳等に係る口座(統括して管理されている一の預貯金通帳等に係る二以上の口座については、これらの口座を一の口座とし、一括して整理するために設けられている二以上の預貯金通帳等に係る口座については、当該口座を構成する各別の口座とする。以下この条及び第十八条第二項において同じ。)の数から、睡眠口座の数及び法別表第一第十八号の非課税物件の欄2に規定する通帳に係る口座(第十八条第二項において「非課税預貯金通帳に係る口座」という。)の数を控除して計算した数とする。

3 5 省 略

6 法第十二条第七項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

一 届出者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号を有しない個人にあつては、住所及び氏名)

二 当該適用を受ける必要がなくなる最初の課税期間及びその預貯金通帳等の前条各号の区分

三 当該預貯金通帳等につき法第十二条第一項の承認を受けた年月日

四 その他参考となるべき事項

(記帳義務)

第十八条 省 略

(預貯金通帳等に係る申告及び納付の承認の申請等)

第十二条 法第十二条第一項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その年の二月十六日から三月十五日までの期間内に、当該税務署長に提出しなければならない。

一 三 同 上

2 法第十二条第四項に規定する口座の数として政令で定めるところにより計算した数は、当該期間の開始の時に於ける当該預貯金通帳等の種類ごとの当該預貯金通帳等に係る口座(統括して管理されている一の預貯金通帳等に係る二以上の口座については、これらの口座を一の口座とし、一括して整理するために設けられている二以上の預貯金通帳等に係る口座については、当該口座を構成する各別の口座とする。以下この条及び第十八条第二項において同じ。)の数から、睡眠口座の数及び法別表第一第十八号の非課税物件の欄2に規定する通帳に係る口座(第十八条第二項において「非課税預貯金通帳に係る口座」という。)の数を控除して計算した数とする。

3 5 同 上

(記帳義務)

第十八条 同 上

- 2 法第十二条第一項の承認を受けた者は、課税期間の開始の時における次に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。
  - 一・二 省略
- 3 省略

附 則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

- 2 法第十二条第一項の承認を受けた者は、同項に規定する期間の開始の時における次に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。
  - 一・二 同上
- 3 同上